

(様式第1号)

みなとSDGsパートナー 登録申請書

令和5年6月1日

国土交通省港湾局長 殿

みなとSDGsパートナー登録制度実施要綱第4条第1項に基づき、下記のとおり登録を申請します。

1. 概要

企業・団体名	関東港運株式会社
所在地	東京都港区海岸二丁目2番11号
代表者役職・氏名	代表取締役社長 田端 肇
担当者連絡先	電話：03-5442-0385 (担当：樽林)
	メール：kurebayashi@kantokoun.co.jp
ウェブサイトURL	https://kantokoun.co.jp/

2. 港湾関係企業等としての事業の概要


















<p>弊社は昭和25年に創業した港湾運送事業者であり、京浜港においてコンテナ荷役、在来船作業、沿岸荷役を中心とした港湾荷役事業を実施している。</p>
---

3側面	SDGs 達成に向けた重点的な取組	2030年に向けた指標
<input type="checkbox"/> 環境 <input checked="" type="checkbox"/> 社会 <input checked="" type="checkbox"/> 経済	合理化、人員の適正配置により時間外労働時間を5%短縮する。	【現状】月平均42時間 【目標】月平均40時間
<input checked="" type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 社会 <input checked="" type="checkbox"/> 経済	自社所有建物100%LED化	現状進捗状況約60%、2030年までに100%とする。
<input type="checkbox"/> 環境 <input checked="" type="checkbox"/> 社会 <input checked="" type="checkbox"/> 経済	障害者法定雇用率を100%充足する。	【現状】2名分 【目標】4名分

## SDGs達成に向けた具体的な取組

カテゴリ	チェック項目	具体的な取組 (公的な取得認証があれば、併せて記載してください。)	主なSDGs (17ゴールと169ターゲット) 関連項目																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
人権・労働	【差別の禁止】 ・性別、年齢、障がい、国籍、出身などによる差別を防ぐ教育体制や相談体制を整備し、差別がないことを確認している	・総務部長を相談窓口担当者として任命している。					5.1 5.2 5.5			8.5 8.7 8.8	10.2 10.3							16.1 16.2 16.7	
	【ハラスメント禁止】 ・セクハラ、マタハラ、パワハラ等のハラスメントを防ぐ、ルール・教育・相談体制を整備している	・ハラスメントを禁止する旨を就業規則に明記している。 ・総務部長を相談窓口担当者として任命している。 ・全管理職にハラスメント防止講習受講を義務化。					5.1 5.2 5.5			8.5 8.8								16.1	
	【労働時間】 ・過度な長時間労働の防止に取り組んでいる	・人員の適正配置により労働時間の短縮を推進。								8.5 8.8									
	【外国人労働者】 ・外国人労働者に対する差別、人権侵害がないことを確認している				4.4					8.5 8.7 8.8	10.2 10.3								
	【労働安全衛生】 ・作業中の事故等を防ぐため、安全で衛生的な労働環境の整備に取り組んでいる	・無事故者に対する安全表彰制度を整備。 ・ヒヤリハット提出の推奨			3					8									
	【メンタルヘルス】 ・労働者のメンタルヘルスを良好に維持できるように対策に取り組んでいる	・産業医監修の下メンタルヘルスチェックを実施。			3														
	【ダイバーシティ経営】 ・多様な人材 (女性、外国人、障がい者、高齢者等) が、十分に活躍できる環境の整備に取り組んでいる	・障害者雇用に関して在宅勤務制度を適用 ・令和5年6月において2名分障害者を雇用					5.1 5.5			8.5	10.2 10.3								
	【人材育成】 ・適切な能力開発、教育訓練の機会を従業員に提供している	・社内教育訓練制度に基づく体系的な免許取得サポート 及び教育訓練を実施。			4	5.5				8	9								
	【公正な待遇】 ・雇用形態に関わらず、同一労働同一賃金等の原則に沿って対応している	・職能資格制度を整備し、所持する免許、資格に準じた賃金制度を施行					5.5			8.5	10.2 10.3								
	【健康経営】 ・従業員への健康投資による生産性の向上等に取り組んでいる	・従業員に定期健康診断受診及び再検査受診を奨励し 受診率100%を目指す。 ・従業員用医療電話相談サービスを契約。			3					8									
環境	【3Rの推進】 ・事業活動等から発生する廃棄物の管理及び処理を適切に行う等、3R (リデュース、リユース、リサイクル) の推進に取り組んでいる											11.6	12.4 12.5	14.1					
	【エネルギー】 ・自社のエネルギー使用量を把握し、エネルギー利用の効率化を進めている	・【予定】2030年までに連絡車としてBEV導入							7.3					13					
	【温室効果ガス】 ・自社の温室効果ガス排出量を把握し、排出量の削減を進めている	・夏季クールビズの実施 ・自社所有建物の照明LED化100%を推進							7.2 7.3				12.4	13.3					
	【有害化学物質】 ・法令等で規制されている有害化学物質を把握し、使用量の抑制及び適切な使用に取り組んでいる	・自社所有建物におけるPCB含有機器調査の実施済			3.9		6.3					11.6	12.4						



カテゴリ	チェック項目	具体的な取組 (公的な取得認証があれば、併せて記載してください。)	主なSDGs (17ゴールと169ターゲット) 関連項目																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
																			
28	【内部管理体制】 ・SDGsの達成に向けた経営理念及び経営目標を社内共有している	・経営トップがSDGs社内推進委員のリーダーとなり社の重点施策として宣言している。								8	9							17	
29	【法令遵守】 ・反社会的勢力の排除、汚職や贈収賄、不正競争行為の防止など法令遵守の考えが社内に浸透し、法令を確実に遵守する体制・仕組みを構築している																	16	
30	【組織体制】 ・企業活動が社会・環境に及ぼす影響に対応する担当、専門部署などの体制を整備している																	16	
31	【ステークホルダーとの対話】 ・ステークホルダー(※)との対話により、自社の活動がステークホルダーに及ぼす影響を把握し、適切に対応している (※利害関係者：消費者、投資家等及び社会全体)	・顧客企業、協力企業と定期的な会話機会を持ち改善要望のヒアリングを実施。 ・一部顧客からは活動評価書を受領。																16 17	
32	【リスクマネジメント】 ・法令遵守、環境安全衛生、労働環境などに関するリスクを特定、評価し、マネジメントするプロセスを整備している	・経営トップ主催の災害撲滅会議を定期開催。 ・従業員改善提案は全て経営トップが確認を行う。																16	
33	【社会的責任】 ・CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) の考えに基づき企業活動が社会・環境に及ぼす影響に対して、責任を持った対応に取り組んでいる																	16	
34	【事業継続】 ・事故や災害などの発生における事業継続計画を立案している	・BCP計画を策定済。 ・従業員安否確認システム導入済。									9		11		13.1			16	
35	【事業承継】 ・事業承継に関する検討・対策を行っている									8	9							17	

上記以外で設定した取組項目

独自に設定したSDGsに資する取組	具体的な取組	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17

【記載留意事項】

- 各カテゴリ毎に少なくとも1つ以上の項目に「具体的な取組」を記載して下さい。
- 今回の申請に合わせて、今後取り組む予定のものについても「具体的な取組」として記載頂くことが可能ですので、積極的に記載して下さい。
- なお、今後取り組むものについては、「具体的な取組」の前に【予定】と記載して下さい。
- 「具体的な取組」には、チェック内容に関する具体的な取組を記載して下さい。
- 取組に関連する国際機関、国、県、市町村等の認証・認定等を取得している場合は、その旨を併せて記載して下さい。
- 「主なSDGs (17ゴールと169ターゲット) 関連項目」はあくまでも標準的なゴールとターゲット番号を記載したものです。個別の取組に合わせて必要に応じて適宜変更して下さい。

(様式第3号)

令和5年6月1日

誓 約 書

国土交通省港湾局長 殿

所在地： 東京都港区海岸二丁目2番11号

名 称： 関東港運株式会社

代表者： 代表取締役社長 田端 肇

申請者及び申請者の役員等は、みなとSDGsパートナー登録制度実施要綱第3条第4号及び第5号に規定されている要件に該当しないことを誓約します。

※みなとSDGsパートナー登録制度実施要綱第3条第4号及び第5号

- (4) 申請者及び申請者の役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員等の反社会的勢力又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、登録することがふさわしくないと判断される事由がないこと。